

岩岡あんしんすこやかセンター介護予防支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 特定医療法人誠仁会が開設する指定介護予防支援事業所(以下「事業所」という。)が行なう予防介護支援事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員管理運営に関する事項を定め事業所の保健師等(神戸市指定介護支援業務従事者(以下「従事者」という))が、利用者が、可能限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者に対し、介護予防サービス計画等を作成するととも、介護サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス事業者・関連機関との連絡調整その他便宜の提供をはかることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従事者は利用者の心身の特性をふまえて、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービス計画の作成を行う。
- 2 事業の実施に当っては、介護保険法を遵守し、公正中立な介護予防支援の提供を行い、関係市町村、地域のサービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- (1)名称 : 岩岡あんしんすこやかセンター
(2)所在地 : 神戸市西区竜が岡1丁目3-3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 管理者(兼主任介護支援専門員) 1名
管理者は、事業所の従業員の管理、業務の実施状況の把握及びその他の管理をおこなう。
- 2 神戸市指定介護予防支援従事者
- | | |
|---------------|----|
| (1) 保健師または看護師 | 1名 |
| (2) 主任介護支援専門員 | 1名 |
| (3) 社会福祉士 | 1名 |
| (4) 地域支え合い推進員 | 1名 |
| (5) 介護支援専門員 | 1名 |
- 従事者は、介護予防サービス計画作成の業務を行うものとする。

(事業所の営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。但し祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時、土曜日は午前9時～午前12時とする。

(提供する介護予防サービスの内容)

- 第6条 介護予防サービス計画の作成等は次のとおりとする。
- (1) 介護予防サービス計画の作成
(2) 介護予防サービス事業者との連絡調整その他便宜の提供
(3) サービスの実施状況の把握及び介護予防サービス計画等の評価

- (4) 納付管理
- (5) 介護サービス等に関する相談・説明
- (6) その他別紙(契約書別紙)に掲げる事項

(料金について)

第7条 当事業所が行う介護予防支援に対しては、利用者の負担はない。ただし、介護保険適用の場合においても、保険料の滞納等により法定代理できなくなる場合はいったん1ヶ月あたりについて利用者から下記の料金を頂き、サービス証明書を発行する。

要支援1・2	介護予防支援費(含む初期加算)相当額
事業対象者	要支援1・2 介護予防ケアマネジメント費(含む初期加算)相当額

(2) (解約料)

契約書本文第9条第1項但し書の解約の申出により、直ちに契約を終了する場合は介護予防支援費(含む初期加算)相当額の解約料を利用者が負担する。

(3) (交通費)

通常のサービス提供の実施地域を超える地域への訪問、又は出張が必要な場合には、その旅費を利用者が実費負担する。

(4) (申請代行料)

要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料とする。

(5) (サービス提供実施記録等の複写料等の費用)

サービス提供の実施記録等の複写料は、利用者が実費負担する。

(実施範囲)

第8条 通常の実施地域は、神戸市西区岩岡町、上新地、竜が岡、大沢、福吉台

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(秘密保持)

第10条 事業者、「従事者」及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合などの正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び当該家族の個人情報を用いない。

(苦情対応)

第11条 事業者は、提供した介護予防支援に苦情がある場合又は事業者が作成した介護予防サービス計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申立て及び相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応を行う。

- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにする。
- 3 苦情対応責任者は、センター管理者とする。

(身分証携行義務)

第12条 「従事者」は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示する。

(他の運営についての留意事項)

第13条 事業者は、利用者に対して信義誠実をもって対応する。

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成21年6月25日から施行する。
この規程は、平成21年9月16日から施行する。
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年6月23日から施行する。
この規程は、平成22年9月20日から施行する。
この規程は、平成22年12月3日から施行する。
この規程は、平成23年2月1日から施行する。
この規程は、平成23年3月1日から施行する。
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年2月16日から施行する。
この規程は、平成24年3月16日から施行する。
この規程は、平成24年7月1日から施行する。
この規程は、平成25年11月1日から施行する。
この規程は、平成25年11月16日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年5月1日から施行する。
この規程は、平成26年10月16日から施行する。
この規程は、平成26年11月16日から施行する。
この規程は、平成27年8月17日から施行する。
この規程は、平成27年9月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年3月16日から施行する。
この規程は、平成29年6月1日から施行する。
この規程は、平成30年3月1日から施行する。
この規程は、平成30年7月1日から施行する。
この規程は、平成30年8月1日から施行する。
この規程は、平成30年9月23日から施行する。
この規程は、令和元年7月16日から施行する。
この規程は、令和元年10月1日から施行する。
この規程は、令和2年5月1日から施行する。
この規定は、令和6年4月1日から施行する。
この規定は、令和6年8月1日から施行する。

岩岡あんしんすこやかセンター

介護予防支援事業運営規程